

(日経 BP 知財 Awareness / 2004 年 10 月 7 日掲載)

知的創造サイクルを早く大きく回すために (中) 早期審査制度の戦略的活用を

寺山啓進 (三好内外国特許事務所 副所長 弁理士)



「知財立国」の意義と特許庁に対する期待

「知的財産立国」戦略を成功させるとは、優れた発明が次々と生まれ、それが早期に、強く、大きな権利として外国で特許権化され、その権利を国際競争力の源泉として外貨を獲得する状況を作り出すことである。そのためには、知的財産の創造、保護、活用に関わる者の真摯で戦略的な行動の助けとなる制度の構築や運用が期待される。特許庁は、「創造」された発明のうちで、「保護」に値すべき発明に特許権を付与することによって発明を「保護」し、その「保護」を通じて発明の「活用」を促進し、さらなる「創造」活動を支援することによって知的創造サイクルの加速化に貢献することが使命である。特許庁に対する期待は大きい。

グローバル出願を糧としたグローバル戦略

具体的には、日本特許権の取得がグローバルに特許権を取得するための一里塚となる状況を作り出すとともに、権利化見込みのない発明を外国に出願をするリスクとコストを最小化するための情報を早期に発信して欲しい。そのためには、外国に出願を予定している案件については、外国への出願期限前にタイミングよく審査結果情報が提供されることが望まれる。出願人は外国への無駄な出願を避けることができるばかりでなく、日本の審査結果を参考として外国での戦略的な権利取得が可能となるからである。くわえて、我が国特許庁の審査結果が外国特許庁で利用されることの結果として、我が国の審査スタンダードをグローバルスタンダード化するという方向での特許制度の調和推進にも寄与するからである。

この度、特許庁は早期審査の対象となるための要件としての「外国関連出願」の範囲を拡大し、特許協力条約に基づく国際出願(PCT 出願)について、外国への翻訳文の提出前でも早

期審査の対象とすることとした。このことにより、PCT 出願については外国での権利取得手続前に日本で審査結果を得ることができるようになった点を高く評価したい。今後さらに一歩進めて、外国に出願を予定している案件全般をその対象に含めるようにすることを提案したい。

事業戦略を支援する特許庁

研究開発とその成果の知的財産権化は、経営戦略や事業戦略と一体化しつつ、強い事業を構築すべく戦略的に実行されるべきものである。したがって、知的財産を産み出し、それを知的財産権化する際には、何を研究開発すべきかや、研究開発成果である発明のうち、どの技術を権利化し、何をノウハウとしてブラックボックス化すべきかという重大な決断が必要である。場合によっては、自らの発明を一刻も早くに公知技術化する決断が有用な場合すらある。そして、どの決断にもリスクとコストが伴う。そのリスクとコストを最小化させることも知的創造サイクルを早く大きく回し、国際競争力を強化させるために必要である。本来、出願人としては、自己の発明が特許になる場合に限って自己の発明が公開されるように、また自己の発明を早期に公開、公知技術化することが有用であるならば、早期出願公開の申請等を行うことによって、それも可能という戦略的行動をとることが好ましい。早期審査制度の利用はこのためにも有用である。公開前に審査が終了するために、拒絶になる発明の公開を避けることができるからである。不必要な情報の公開をさけることは、国際競争力の確保、向上にとっても重要である。

このように、早期審査制度の活用は、出願人にとってきわめて有用であるばかりでなく、「知的財産立国」実現に向けて、知的創造サイクルを無駄なく大きく回すためにもきわめて有用である。特許庁がその運用を更に徹底し、第一次審査終了を全件9ヶ月以内（平均3ヶ月弱）としたことは評価される。今後、早期審査の運用が一層充実されることを期待したい。